

島根労基0927第1号

令和4年9月27日

各関係団体代表者 殿

島根労働局長



### 島根県最低賃金の周知・広報等について

労働行政、とりわけ最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、島根県最低賃金が時間額857円（現行金額より33円引き上げ）に改定され、令和4年10月5日（水）から効力が発生することになりました。

島根県最低賃金は、正社員、パート、アルバイト等の呼称の如何を問わず、島根県内の事業場で働く全ての労働者に適用され、労働条件の確保・改善に大きな役割を果たしており、島根労働局におきましては、県内全域の事業者及び労働者への周知を行っているところです。

つきましては、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、別紙の広報記載例を御活用いただき、貴団体が発行される広報誌への掲載などによる島根県最低賃金の周知に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、同封の広報用ポスター及びリーフレットを御活用いただき、貴団体の利用者等への周知に御協力をいただきますよう併せてお願い申し上げます。

広報誌に御掲載の折には、お手数ではございますが、記事掲載部分を当局賃金室まで、郵送又はFAXにより御送付賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援事業として、「業務改善助成金」などの助成金や、専門家による無料相談などがありますのでご活用ください。

【担当】

島根労働局労働基準部賃金室

鎌田、日高

〒690-0841 松江市向島町134番10

TEL0852-31-1158 FAX0852-31-1163